

資料

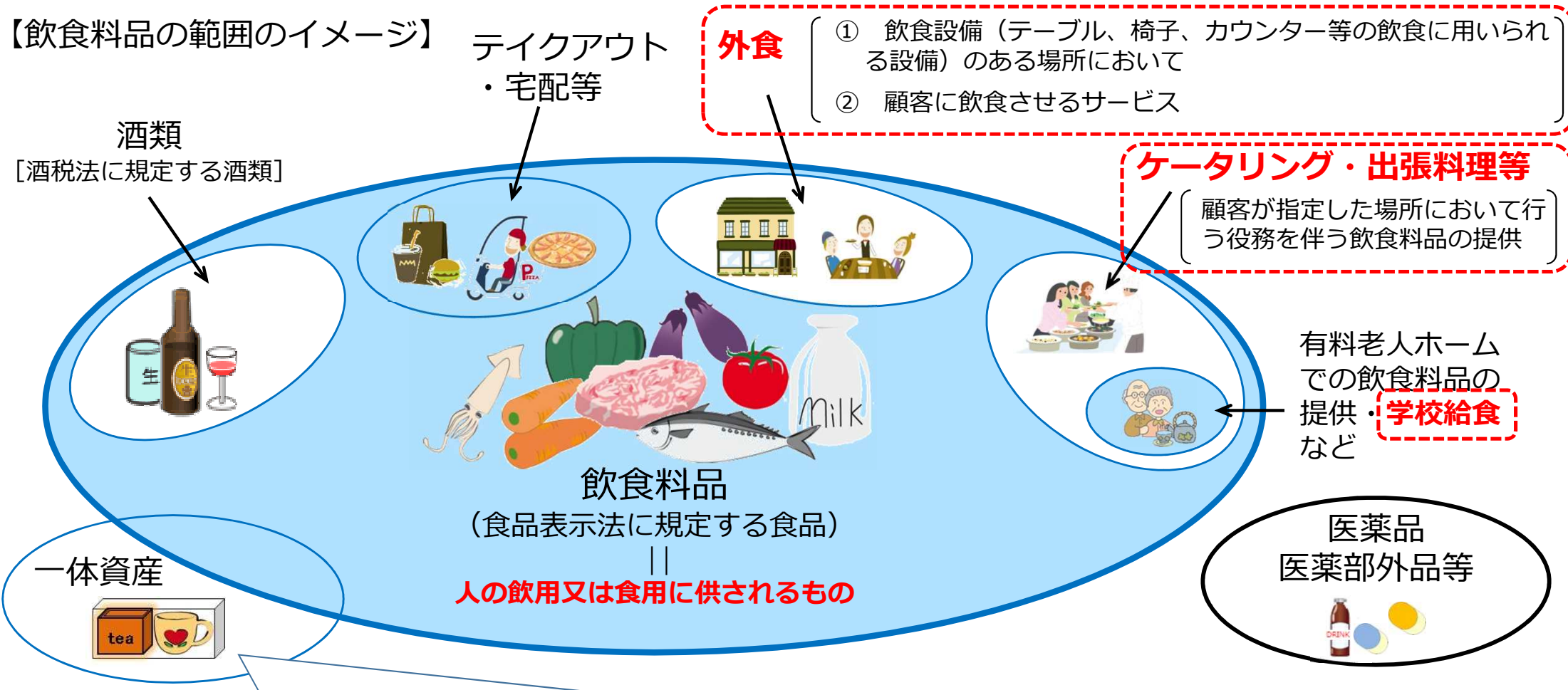
2019年1月

国税庁課税部
消費税軽減税率制度対応室

軽減税率制度の対象品目

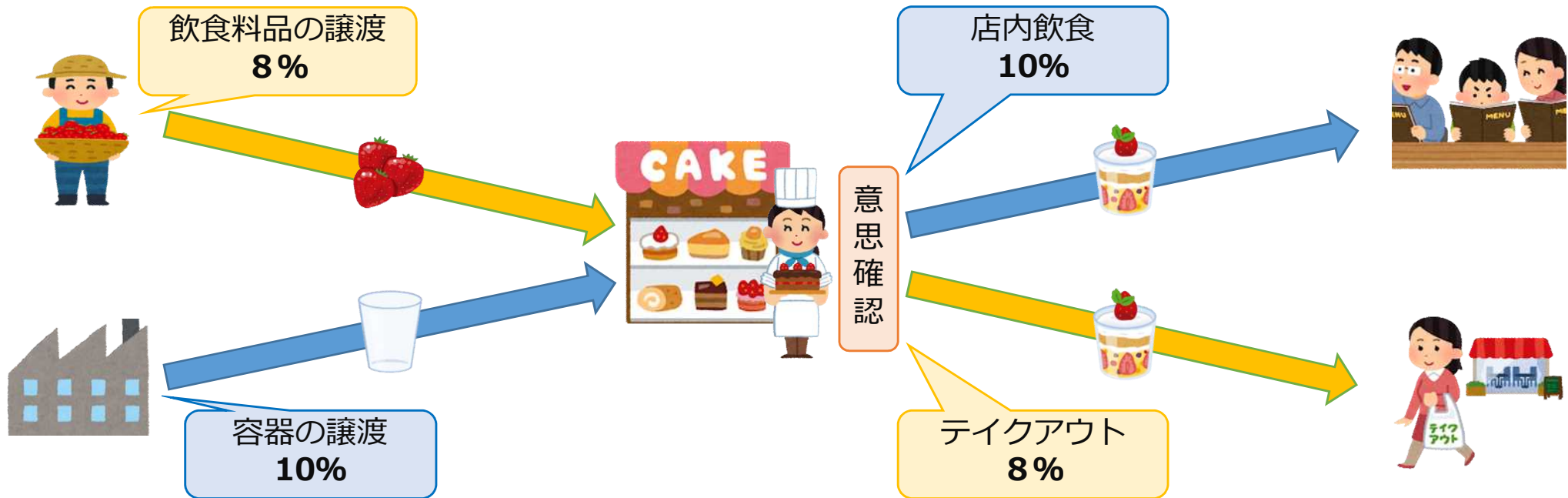
- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

【飲食料品の範囲のイメージ】



「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
 「一体資産」のうち、**税抜価格が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

適用税率の判定



- 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する
→ 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断
- 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える
→ 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる
- 消費税の税額計算： $\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納付税額}$
→ 売上げ・仕入れにおける税率の差は、申告を通じて精算される（仕入税額の方が大きければ還付）

学生食堂等

軽減税率の適用対象外（標準税率10%）となる「外食」「ケータリング・出張料理等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において（場所要件）
- ② 顧客に飲食させるサービス（サービス要件）

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。→ 軽減税率（8%）

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、義務教育諸学校（例：小・中学校）の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいうので、**学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しない。**

【学生食堂】



「学生食堂」は・・・

- ① 飲食設備のある場所
- ② 飲食させるサービス

標準税率

例えば・・・
持ち帰り可能な弁当の
販売を行う場合



意思確認

その場で食べる

持ち帰る※

標準税率

軽減税率

※ 「持ち帰る」とは、学生食堂の管理外に持ち出すことを指す。

【売店】



パンの販売



教室で飲食

教室の机・椅子も一義的には「飲食設備」だが、売店にとって、教室の机・椅子までは管理が及ばないため、飲食設備とはみない

軽減税率※

※ 売店が机・椅子等を設置しているのであれば、販売時に「意思確認」が必要